

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)の化学物質等の成分規格

資料1-7

物質名	(参考) 現行のミネラルウォーター類 の原水基準	【前回部会までの了承案】 新たに設けるミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有)の成分規格	新たに設けるミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有)の成分規格	備考	
カドミウム	0.01 mg/L以下	0.003 mg/L以下	左に同じ		
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下			
1,4-ジオキサン	—	0.04 mg/L以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロ エチレン	—	0.04 mg/L以下 (シス体とトランス体の和として)			
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下			
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下			
トリクロロエチレン	—	0.004 mg/L以下			
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下			
塩素酸	—	0.6 mg/L以下			
臭素酸	—	0.01 mg/L以下			
ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下			
銅	1.0 mg/L以下	1 mg/L以下			
シアン(シアンイオン及び 塩化シアン)	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下			
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下			
ジブromクロロメタン	—	0.1 mg/L以下			
プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下			
ブromホルム	—	0.09 mg/L以下			
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下			
ウラン	—	0.002 mg/L以下		取り下げ	※3
1,2-ジクロロエタン	—	0.004 mg/L以下		左に同じ	
トルエン	—	0.4 mg/L以下			
亜塩素酸	—	0.6 mg/L以下			
ジクロロアセトニトリル	—	0.01 mg/L以下			
残留塩素	—	3 mg/L以下			
亜鉛	5 mg/L以下	—	5 mg/L以下 (暫定値)	※1	
鉄	—	—	—	※2	
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	—	—	—	※2	
塩素イオン	—	—	—		
蒸発残留物	—	—	—		
陰イオン界面活性剤	—	—	—		
フェノール類	—	—	—		
pH値	—	—	—		
味	—	異常でないこと	左に同じ		
臭気	—	異常でないこと			
色度	—	5度以下			
濁度	—	2度以下			
有機物等(過マンガン酸カリ ウム消費量)	12 mg/L以下	—	—		
有機物等(全有機炭素)	—	3 mg/L以下	左に同じ		
硫化物	0.05 mg/L以下 (硫化水素として)	—	—		
有機リン	—	—	—		
水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	左に同じ (暫定値)	※6	
鉛	0.05 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.05 mg/L以下 (暫定値)	※6	
ヒ素	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下	左に同じ (暫定値)	※6	
六価クロム	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下		※6	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	10 mg/L以下		※6	
フッ素	2 mg/L以下	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下 (暫定値)	※4、※6	
マンガン	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	2 mg/L以下 (暫定値)	※4、※6	
セレン	0.01 mg/L以下	—	0.01 mg/L以下 (暫定値)	※5、※6	
バリウム	1 mg/L以下	—	1 mg/L以下 (暫定値)	※5、※6	
ホウ素	30 mg/L以下 (ホウ酸として)	—	30 mg/L以下 (暫定値) (ホウ酸として)	※5、※6	

※1 「亜鉛」は、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となったため、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を成分規格に置き換える。

※2 「鉄」、「カルシウム、マグネシウム等(硬度)」は、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となったため、現行規制を維持する観点から、成分規格として設定しないこととする。

※3 「ウラン」を設定することが了承されたが、一部の製品で改正後の基準値案を超えることが想定されるため、今後、含有実態を考慮し、摂取量調査を実施して再検討する。

※4 「フッ素」、「マンガン」は、改正後の「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)」の成分規格とすることについて了承されたが、改正後の基準値案を超えることが想定されるため、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を成分規格に置き換える。

※5 「セレン」、「バリウム」、「ホウ素」は、改正後の「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)」の成分規格項目では設定しないことが了承されたが、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を成分規格に置き換える。

※6 網掛けは現行のミネラルウォーター類の原水基準を成分規格として適用するが、今後、食品安全委員会の評価結果を踏まえて見直し予定。